## 地震により被災された方の災害関連支出の控除について 今回の地震において被害にあわれた記載不要方に心からお見舞い申し上げます。

確定申告の季節になります。今回に地震により家屋や家財の被害が村内全域に及んでいると思います。今回の申告から災害による損失額を計上して所得税や住民税の所得控除として申告できる『**雑損控除**』がありますので、被災された方にご案内いたします。

「所得控除」と聞くと、おそらく扶養控除や医療費控除、社会保険料控除などを思い浮かべる人が多いはず。雑損控除は災害などの被害に遭った人が控除として申告できるもので、その中身についてご紹介します。

#### 「雑損控除」とは?

雑損控除とは、所得税法で定められている**所得控除の一種**です。今回の地震災害により 損失を受けた場合に控除を受けることができます。

医療費控除などの他の所得控除と同じように、確定申告することによって**納税額を抑える**ことができます。

### 雑損控除の対象者になる人とは?

雑損控除が受けられる要件は、下記の通りです。

- ・生活上必要な資産に対してであること
- ・損失の発生原因が「災害」であること
- ・保険金等を補てんしても超過してしまった支出があること

これらを満たす納税者が、雑損控除を利用することができます。

#### 控除される額はどの程度なのか?

実際に控除として受け取れる金額がどれくらいなのかは、算出方法は、以下の計算式となり、(1)(2)のいずれかの多い方の額が**雑損控除額**となります。

#### 雑損控除額 =

- (1) 損失額 (損害金額 + 災害関連支出) 保険金などによる補てん金額 その年の 所得の 10%
- (2) 災害関連支出 5万円

仮に、地震で損害を受けた人の総所得金額が 200 万円、損害金額(被害額)が 246 万円、該当の災害関連の支出額が 4 万円、保険金等で補てんした金額が 10 万円だったとしましょう。

(1) の計算式に基づき計算を行うと、 (246 + 4) - 10 - 20 = 220 万円 となります。この場合は 220 万円の雑損控除を受けることができるのです。

このケースでは、所得金額よりも損失額の方が 20 万円多くなってしまいますが、その分は**翌年度以降に繰り越し**て、3 年間のうちに各年の雑損控除として使うことができます。

- \*損害金額が別途計算式を参照しなければなりません。
- \*計算方法等は国税庁のホームページ等に掲載されています。

#### 控除を受けるために必要な手続きは?

雑損控除を受けるべきと思われる方は下記の手続きをして頂ければ、控除額等が計算 をお手伝いします。

雑損控除申告するべきかどうか?

- ① 所得税を払っている、若しくは払う可能性がある方
- ② 住民税を払っている、若しくは払う可能性がある方

地震により家屋・家財に被害があったかどうか?

③ 家屋・家財両方とも被害がある。若しくはどちらかに被害あり。

上記に該当する方は雑損控除として税金面で配慮が可能な場合があります。

雑損控除を受けるべきと思われる方は下記の手続きをして頂ければ、控除額の計算をお 手伝いします。

雑損控除の計算をしてもらいたい方

**雑損控除計算依頼書**に必要事項を記載の上税務係へ提出してください。

提出書類 ★雑損控除計算依頼書(必須)

- ★被災した家財の個別明細書(被災した家財が正確にわかる場合)
- ★すでに支払が終わっている修理費等の明細書(修理した場合)

申告で税額が確定するため、事前に依頼書を提出頂ければスムーズに計算できます。

問い合わせ 小谷村役場税務係 TEL 82-2037

# 雜損控除計算依頼書

		申請	者 住	所			
			氏	名			
TEL							
該当に○印若しくは。	必要事項	頁記載してく	ださい。				
被害にあった建物		住 宅	車庫	(土蔵)	被害なし	,	
被害にあった建物等住所		小谷村大字	!				
築年数(わかる場合)	)		<u>年</u> <u>不</u>	明			
購入価格(わかる場合) 円 不明							
被災状況(家屋調査等	判定)	全 壊	大規模	学場	半 壊	一部損壊	
保険等補填金額	保險	会社名		補均	真金額		円
	会社名		補均	真金額		円	
家族構成    居份	住してい	\る家族名を	:記載して	ください	, \ <sub>o</sub>		
-	続标	互		ź	丰 龄		
-	続が	5		ź	丰 龄		
-	続が	互		ź	丰 齢		

家財に被害のあった場合は、別紙個別明細書に記載してください。(裏面) すでに修繕等した場合の経費がある場合は、別紙災害関連支出内訳書を記載してください。(裏面)

この依頼書の受付期間は平成27年2月12日までとなります。